



# 佐賀県公報

平成18年  
4月14日  
(金曜日)  
第 12742号

## 目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (二八八・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (二八九・〃) 二

## 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民協働課) 二
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商工課) 三
- 公印の登録抹消 (総務法制課) 四
- 公印の登録 (〃) 四

## 教育委員会事項

- 公印の登録抹消 (公 告) 五
- 公印の登録 (〃) 五

## 公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (公 告) 五
- " (〃) 六

## ○ 告 示

### ● 佐賀県告示第二百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年四月十四日

佐賀県知事 古川康

|    |                             |                             |
|----|-----------------------------|-----------------------------|
| 一  | (一) 指定年月日 平成十八年三月一日         | (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地      |
| 二  | (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地      | (二) 所在地 鳥栖市弥生が丘一丁目三十一番地     |
| 三  | (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類     | (二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類     |
| 四  | (一) 名称 グループホーム喜楽Ⅱ           | (二) 名称 グループホーム喜楽Ⅰ           |
| 五  | (一) 所在地 鳥栖市弥生が丘二丁目六番地       | (二) 所在地 鳥栖市弥生が丘一丁目三十一番地     |
| 六  | (一) サービスの種類 認知症対応型共同生活介護    | (二) サービスの種類 認知症対応型共同生活介護    |
| 七  | (一) 指定年月日 平成十八年三月一日         | (二) 指定年月日 平成十八年三月一日         |
| 八  | (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地      | (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地      |
| 九  | (一) 所在地 武雄市若木町大字川古七千五百十一番地三 | (二) 所在地 武雄市朝日町大字甘久千九百二番地    |
| 十  | (一) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類     | (二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類     |
| 十一 | (一) 名称 宅老所さばてんの花            | (二) 名称 株式会社コムスン             |
| 十二 | (一) 所在地 武雄市朝日町大字甘久千九百二番地    | (二) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号     |
| 十三 | (一) サービスの種類 通所介護            | (二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類     |
| 十四 | (一) 指定年月日 平成十八年一月一日         | (二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類     |
| 十五 | (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地      | (二) 名称 株式会社コムスン訪問看護ステーション佐賀 |
| 十六 | (一) 名称 株式会社コムスン訪問看護ステーション佐賀 | (二) 所在地 佐賀市下田町一番十三号下田店舗一階   |
| 十七 | (一) サービスの種類 訪問看護            | (二) サービスの種類 訪問看護            |
| 十八 | (一) 指定年月日 平成十八年二月一日         | (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地      |
| 十九 | (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地      | (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地      |

|   |  |
|---|--|
| (三) 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一號<br>事業所の名称、所在地及びサービスの種類  | (三) 所在地 唐津市浜玉町東山田二千八十四番地一<br>サービスの種類 通所介護  |
| 所在地 鳥栖市大正町七百三番地一<br>サービスの種類 訪問看護<br>指定年月日 平成十八年二月一日<br>申請者の名称及び主たる事務所の所在地   | 所在地 唐津市浜玉町東山田二千八十四番地一<br>サービスの種類 通所介護<br>指定年月日 平成十八年四月十四日<br>申請者の名称及び主たる事務所の所在地  |
| 名称 特定非営利活動法人菜々の会<br>所在地 鳥栖市儀徳町二千九百七番地一<br>事業所の名称、所在地及びサービスの種類   | 名称 古川康<br>所在地 鳥栖市儀徳町二千九百七番地一<br>サービスの種類 認知症対応型共同生活介護<br>指定年月日 平成十七年十一月一日<br>申請者の名称及び主たる事務所の所在地   |
| 名称 グループホームめぐみ<br>所在地 鳥栖市儀徳町二千九百七番地一<br>サービスの種類 認知症対応型共同生活介護<br>指定年月日 平成十七年十一月一日<br>申請者の名称及び主たる事務所の所在地   | 名称 守屋福祉会<br>所在地 神埼郡脊振村大字鹿路二千二百九十番地六<br>事業所の名称及び所在地   |
| (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br>名称 医療法人小島病院<br>所在地 伊万里市黒川町塩屋二百五番地一<br>所在地 伊万里市黒川町塩屋二百二十二番地一<br>サービスの種類 訪問看護<br>指定年月日 平成十八年二月一日<br>申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | 名称 昌普久苑居宅介護支援事業所<br>所在地 神埼郡脊振村大字鹿路二千二百九十番地六<br>事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br>名称 医療法人小島病院訪問看護ステーション <small>ヨハシガワ</small><br>所在地 伊万里市黒川町塩屋二百二十二番地一<br>サービスの種類 訪問看護<br>指定年月日 平成十八年二月一日<br>申請者の名称及び主たる事務所の所在地 |

|  |   |
|--|---|
| (一) 名称 有限会社ハー <small>ム</small><br>所在地 唐津市佐志千百五十六番地二十六<br>事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br>名称 デイサービス野々庵 | ○ 公 告   |
|  | <p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定期変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成18年5月31日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。</p> <p>平成18年4月14日</p> <p>佐賀県知事 古川康</p> |

平成18年3月31日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 プラトさが

(2) 代表者の氏名 吉野 徳親

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市兵庫南二丁目16番地16号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者の自立と社会参加に関する事業を行い、精神障害者も市民の一人として、共に暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条

第2項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年4月14日

佐賀県知事 古川 康

## 1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンショッピングタウン大和A

佐賀市大和町大字尼寺3535番外

## (2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前)

29,248平方メートル

(変更後)

32,048平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前)

建物南側及び西側 639台

建物3階部 450台

建物屋上部 603台

合計 1,692台

(変更後)

建物敷地内 514台

建物3階部 554台

建物屋上部 642台

建物敷地北側(1) 80台

建物敷地北側(2) 90台

合計 1,880台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前)

建物北側 154台

建物西側(1) 213台

建物西側(2) 37台

建物南側(1) 72台

建物南側(2) 96台

合計 572台

(変更後)

建物北側 206台

建物西側(1) 162台

建物西側(2) 59台

建物南側 145台

合計 572台

ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項  
 (ア) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前8時30分から午前0時30分まで

(変更後)

建物敷地内駐車場 午前8時30分から午前0時30分まで

建物敷地北側駐車場 午前8時30分から午後10時まで

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

建物敷地南側 2か所

建物敷地西側 1か所

建物敷地北側 1か所

合計 4か所

(変更後)

建物敷地南側 2か所

建物敷地西側 1か所

建物敷地北側 1か所

合計 4か所

合計 7か所

## (3) 変更する年月日

駐輪場の位置及び収容台数 平成15年11月21日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、来客が駐車場を利用することができる時間帯及び駐車場の自動車の出入口の数及び位置 平成18年10月16日

平成18年3月13日  
3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成18年4月14日から  
平成18年8月13日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

次の公印は、平成18年3月31日限りでその登録を抹消しました。

平成18年4月14日

佐賀県知事 古川 康



佐賀県立鳥栖高等学校委任出納員印

次の公印は、平成18年4月1日をもって登録しました。  
平成18年4月14日

佐賀県知事 古川 康



佐賀県立鳥栖高等学校委任出納員印

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施します。

平成18年4月14日

## ○ 譲習登録

次の公印は、平成18年3月31日限りでその登録を抹消しました。

平成18年4月14日

佐賀県教育委員会

教育長 吉野 健二



佐賀県立鳥栖高等学校長印

- 1 講習に係る警備業務の区分及び期日
  - (1) 講習に係る警備業務の区分
 

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」といいます。）
  - (2) 期日
 

平成18年5月15日（月曜日）から平成18年5月22日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間（各日とも午前8時から午後5時30分まで）
- 2 実施場所
 

ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）
- 3 受講対象者
 

講習は、受講申込日において次のいずれかに該当する者を対象として行います。

  - (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

次の公印は、平成18年4月1日をもって登録しました。

平成18年4月14日

佐賀県教育委員会

教育長 吉野 健二



佐賀県立鳥栖高等学校長印

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 檢定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者及び同項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p>                           |
| 4 受講定員   | 10人(予定。先着順とする。)   |
| 5 受講申込期間 | <p>(1) 申込期間</p> <p>平成18年4月19日(水曜日)から平成18年4月25日(火曜日)までの午前9時から午後5時まで。(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 申込先</p> <p>住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課(住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いざれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)</p> <p>なお、郵送による申込みは受け付けません。</p>   |
| 6 講習手数料等 | <p>(1) 講習手数料は、47,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。<br/>なお、いつたん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。</p>   |
| 7 講習の委託  | <p>この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に委託して行います。</p>   |
| 8 その他    | <p>(1) 持参する物</p> <p>講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。</p> <p>(2) 問い合わせ先</p> <p>その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課(電話代表0952-24-1111 内線3033・3034)又は社団法人佐賀県警備業協会(電話代表0952-22-0954)に問い合わせてください。</p> <hr/> <p>警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条の警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習」という。)を次のとおり実施し</p> |

ます。

平成18年4月14日

佐賀県公安委員会

委員長 檜垣 南治子

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いざれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）  
なお、郵送による申込みは受け付けません。

1 特例措置講習に係る警備業務の区分及び期日

(1) 特例措置講習に係る警備業務の区分

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する警備業務

(2) 期日

平成18年5月18日（木曜日）から平成18年5月22日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間（各日とも午前8時から午後5時30分まで）

2 実施場所

ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）による改正前の警業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者であつて、現に特例措置講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されているもの

4 受講定員

30人（予定。先着順とする。）

5 受講申込期間、申込先等

(1) 申込期間

平成18年4月19日（水曜日）から平成18年4月25日（火曜日）までの午前9時から午後5時まで。（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 申込先

(3) 提出書類

ア 受講申込書 1通

イ 旧資格者証の写し 1枚  
ウ 警備員指導教育責任者として選任されているものであることを証明する書面（改正法附則第4条に規定する届出書の写しがある場合はその写し） 1部

6 講習手数料等

(1) 講習手数料は、23,000円です。

(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。  
なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

7 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。

8 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

(2) 問い合わせ先

その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・3034）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）に問い合わせてください。

申購  
込読料

一か年二八、八〇〇円（送料共）  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年四月十四日印刷及び発行者  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日  
株古川総合印刷